

佐賀大学附属図書館電子ジャーナル等検討専門委員会要項

(平成29年3月23日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学附属図書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)に、佐賀大学附属図書館運営委員会規程(平成16年4月1日制定)第8条第2項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館電子ジャーナル等検討専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議し、その結果を運営委員会に報告する。

- (1) 電子ジャーナル及び文献データベースの契約に関する事
- (2) 電子ジャーナル及び文献データベースの経費負担に関する事
- (3) その他、電子ジャーナル及び文献データベースに関連する事

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 各学部(理工学部を除く。以下同じ。)副学部長 各1人
- (4) 工学系研究科副研究科長 1人
- (5) 全学教育機構副機構長 1人
- (6) 各学部、工学系研究科及び全学教育機構から選出された教員 各1人
- (7) 館長が必要と認めた教員 若干人
- (8) 学術研究協力部長
- (9) 学術研究協力部情報図書館課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 第3条第3号から第7号までの構成員が出席できないときは、代理を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、情報図書館課(図書雑誌主担当)が行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年3月23日から施行する。
- 2 この要項は、委員会が調査・検討を終了したと認めた日に、その効力を失う。

附 則 (平成29年6月9日改正)

この規程は、平成29年6月9日から施行する。